平成２５年（フ）第４５７号
和歌山市和歌浦西１丁目４番51号　セジュール雑賀106号
債務者　亀﨑　里恵
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
和歌山市船所237番地の３　フォーブル苗代102
債務者　平野　由香
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７号
和歌山県橋本市高野口町名古曽1080番地の１
債務者　岡田　啓悟
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
佐賀県唐津市神田584番地２　グレイスエデンＢ202
債務者　西村　美和
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第９７６号
神戸市北区泉台１丁目15番地の12
債務者　田島　裕美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５号
神戸市須磨区白川台１丁目31番地の４　南山マンション205号、従前の住所神戸市須磨区車字獅堀936番地の１　204号
債務者　富永　真実
1　決定年月日時　平成26年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７４６号
大阪市北区天満１－４－19―702、住民票上の住所大阪市中央区島之内１丁目５番17―203号
債務者　福田　博子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８０号
大阪府枚方市川原町11番18―203号
債務者　中西　雄三
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９０９号
大阪市住之江区南港中５丁目５番36―511号
債務者　海谷　隆志
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９１５号
大阪市西成区岸里３丁目８番29号グランソシエ岸里Ⅲ210号
債務者　白柳　智香
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９３８号
大阪府東大阪市花園本町２丁目13番20号
債務者　竹口さゆり
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９９１号
大阪府摂津市鳥飼下２丁目11番16号
債務者　松下　義史
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００５号
大阪市淀川区東三国４―23―５　シャトーサンショウ503号、住民票上の住所大阪市生野区生野東１丁目12番３号
債務者　徳山　直起
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１８号
大阪市鶴見区焼野２丁目７番14号
債務者　三浦　鐵栄
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２３号
大阪市北区天満４丁目１番17―508号
債務者　奥村　**隆**夫
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６１号
大阪府高槻市大冠町３丁目14番４号
債務者　辻本　克美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０４号
大阪市平野区加美東１丁目13番２号　レオパレスモンプレイン106、前住所大阪市平野区長吉六反５丁目６番10―509号
債務者　笹山　幸浩
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部